

(仮称) 北九州市自殺対策計画 (案) について

本市の自殺対策計画策定の進捗状況について、報告するもの。

1 計画の根拠

平成 28 年 4 月施行の「自殺対策基本法の一部を改正する法律」により、市町村は「自殺対策計画」を策定し（法第 13 条）、国は、市町村の計画に基づき、必要な事業に対して、交付金を交付することができる（法第 14 条）こととなったことから、本市の自殺対策計画を策定するもの。

2 計画の趣旨

(1) 基本理念

「自分らしく生きる喜びを実感できるまち・北九州」

市民一人ひとりが、つながり、支えあうという価値観を育て、誰もが明日に希望が持てる社会を創造していきます。その実現に向け、自殺対策を契機とした「生きるための支援」や、すべての市民が主役となる「こころの健康づくり」の活動を支援していきます。

(2) 計画の数値目標（検討中）

自殺死亡率を 10 年後の平成 38 年までに、平成 27 年に比べ、20%減少を目指す。

(3) 計画の期間

平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間

自殺対策基本法または自殺総合対策大綱の見直し等、国の動向や、各種施策等の成果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

3 計画策定の進捗状況

関係機関や団体、有識者などからなる北九州市自殺対策連絡会議において、内容を協議しており、結果は庁内連絡会議で周知を行っている。

また、昨年 7 月には、こころの健康に関する実態調査を実施し、今年 6 月には、市民フォーラムを開催するなど、市民の現在のこころの状態や、関係機関・団体等の課題や計画への要望等を広く把握することで、計画への反映を目指している。

今後、パブリックコメントを実施するとともに、議会の意見を念頭に置き、本市の地域特性を踏まえた計画を目指す。

4 今後のスケジュール（予定）

- ・自殺対策連絡会議 素案の協議 【平成 28 年 11 月 2 日】
- ・保健病院委員会 素案、パブリックコメント実施報告
- ・社会福祉審議会（附属機関） 素案報告【平成 28 年 12 月】
- ・パブリックコメントの実施 【平成 28 年 12 月から 1 ヶ月間】
- ・自殺対策連絡会議 最終案の協議【平成 29 年 2 月】
- ・保健病院委員会 パブリックコメント結果報告
- ・市議会報告